

第2章 景観要素別の現状と課題

2-1. 景観要素の分類

桜川市の景観は、市域を抱く山々を背景に、市街地や集落、農地とそこに暮らす人々の活動など、多彩な景観要素の連続性によって構成されています。

一方、景観法は、第1条（目的）で「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため」としているように、市街地及び集落における良好な景観の形成に主眼を置いています。

したがって、本計画では、その視点に立脚し、桜川市の景観を構成する景観要素を5つの類型（背景的要素・面的要素・線的要素・点的要素・無形的要素）に分類します。



■背景的要素

山地や丘陵とそこに自生する植物など、主に自然物に由来し、視対象の背景や眺望の対象となる。

[市固有の景観資源]

筑波連山の眺望、高峯のヤマザクラ など

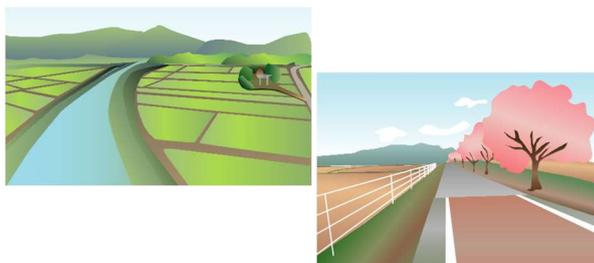


■面的要素

線的要素と点的要素から成り、市街地や集落、農地など、一定の概念の下に面的な広がりをもつ。

[市固有の景観資源]

真壁の町並み、国の名勝「桜川（サクラ）」など



■線的要素

道路や鉄道、河川などの線状物から成り、景観の軸となる。人々が行き交う視点場にもなる。

[市固有の景観資源]

りんりんロード、水戸線、一級河川「桜川」など



■点的要素

文化財となっている伝統的建造物や樹木など、地域の象徴としての価値が公に認められている。

[市固有の景観資源]

文化財、歴史的風致形成建造物 など



■無形的要素

祭礼や観光行事など、人々の活動に由来し、他の景観要素と相まって特有の風情と情緒を醸し出す。

[市固有の景観資源]

真壁祇園祭、マダラ鬼神祭 など

2-2. 景観要素別の現状と課題

(1) 背景的要素

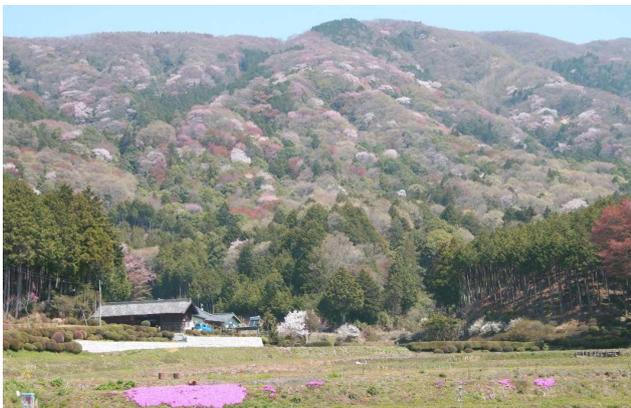
【現状】

背景的要素は、山地や丘陵とそこに自生する植物など、主に自然物に由来し、視対象の背景だけでなく、眺望の対象にもなるものです。

桜川市は、関東平野の北東端に位置し、市域北部に八溝山地、市域東部に筑波山地を擁していることから、平地から山地や丘陵を仰ぐ山並みの眺望を有しており、筑波連山の眺望や高峯のヤマザクラが市固有の景観資源となっています。これらの景観資源の大部分は自然公園法及び茨城県立自然公園条例によって保護されていますが、背景的要素として山並みの眺望を確保するためには、より広域的な範囲で工作物の高さや面的な土地開発などを適切に制限する必要があります。

【課題】

現状では集落全般で導入された地区計画制度によって建築物の高さが制限され、建築物以外の工作物の高さや面的な土地開発などは茨城県景観形成条例の規定による届出・勧告制でマネジメントされていますが、本計画の策定によって桜川市では同条例の規定による届出・勧告制が効力を失うことから、本計画では、同条例の趣旨を引き継いで広域的な範囲における工作物の高さや面的な土地開発などの制限に関する事項を定め、引き続き適切なマネジメントに努めていく必要があります。



高峯のヤマザクラ（平沢地内）



筑波山の眺望（真壁町下谷貝）



真壁方面の眺望（真壁町山尾地内）

(2) 面的要素

【現状】

面的要素は、市街地や集落、農地など、その多くが人々の暮らしと密接に関わるものであり、主要な視点場にもなります。

桜川市には市固有の景観資源となる面的要素がいくつかありますが、なかでも国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「桜川市真壁伝統的建造物群保存地区」と国の名勝「桜川（サクラ）」は、「真壁祇園祭」や「真壁のひなまつり」、「桜川の桜まつり」などの舞台として例年多くの人々で賑わっており、景観資源を活かした観光・交流の先駆けとなっています。

また、現在、桜川市土地開発公社が計画中的大和駅北地区内の新興住宅地など、将来に向かって良好な景観の創出を図るべきエリアも存在します。

【課題】

市固有の景観資源のうち「桜川市真壁伝統的建造物保存地区」と名勝「桜川（サクラ）」は、文化財保護法及び桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例によって保護されていますが、前者の景観資源にあつては、周辺の市街化区域との景観の形成に関わる法規制強度の著しい落差が課題となっています。

また、後者の景観資源にあつては、地区計画制度によって建築物の高さが制限され、なおかつ「笠間県立自然公園」の普通地域にも指定されていますが、双方とも景観資源である「桜川（サクラ）」との関係性が必ずしも明らかでないことから、その位置付けを整理する必要があります。



真壁の町並み（真壁町真壁地内）



国指定名勝「桜川（サクラ）」（磯部地内）



羽黒市街地の旧国道沿い（西小塙地内）



開発中の大和駅北地区（高森地内）

(3) 線的要素

【現状】

線的要素は、道路や鉄道、河川など、景観の軸となるものであり、人々が行き交う視点場にもなります。

桜川市では、市域を南北に縦断する県道「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や一級河川「桜川」などが市固有の景観資源となっています。つくば霞ヶ浦りんりんロードは、近年のサイクルツーリズムの普及と相まって観光・交流の新規軸を形成しており、主要な視点場にもなっています。平地を南流する桜川は、沿岸に水田群を拓き、潤いのある田園景観を形成しています。

また、鉄道や幹線道路などは、それぞれが沿線・沿道景観を形成するとともに、主要な視点場になっています。特に、高台にある北関東自動車道と現在整備中の上曽トンネルは、本市の玄関口となる視点場になります。

【課題】

沿線・沿道景観は、標識や屋外広告物などのサインを含むものです。屋外広告物については、現状では茨城県屋外広告物条例の規定による許可制でコントロールされていますが、景観行政団体である桜川市は独自に屋外広告物条例を定めることができるため、必要に応じて市独自の屋外広告物条例を制定することも考えられます。

また、線的要素は、その大部分が公共空間であり、相手方の任意の協力が期待されることから、本計画とは別に良好な景観の形成に関するガイドラインを定め、相手方となる行政機関の参考に供することが効果的と考えられます。



筑波山登山本道（真壁町羽鳥地内）



つくば霞ヶ浦りんりんロード（真壁町古城地内）



北関東自動車道からの視点（加茂部地内）



一級河川「桜川」（青木地内）

(4) 点的要素

【現状】

点的要素は、文化財となっている伝統的建造物や樹木など、地域におけるシンボル又はランドマークとしての価値が公に認められているものであり、その意味では市固有の景観資源と同義です。

桜川市では、文化財保護法に基づく文化財以外にも、歴史まちづくり法に基づく「桜川市歴史的風致維持向上計画」に記載された方針に即して指定された歴史的風致形成建造物などが存在します。

点的要素のうち文化財となっている伝統的建造物や樹木は文化財保護法及びその関係法令によって保護されており、歴史的風致形成建造物は歴史まちづくり法の規定による届出・勧告制でマネジメントされています。



格調ある長屋門としだれ桜（大泉地内）



アイストップとなる鳥居
（真壁町東山田地内）

【課題】

点的要素は、地域におけるシンボル又はランドマークであるとともに景観上のアクセントにもなるものであり、他の景観要素との調和のなかでその効果が引き立つものです。

したがって、本計画では、点的要素が集中し、なおかつ、景観の形成に関わる法規制強度が希薄な区域について、点的要素を引き立たせることを意識した景観まちづくりのルールを積極的に導入していく必要があります。

これらのルールは、桜川市景観まちづくり条例第8条第3項の規定による重点地区制度を活用して定めることが考えられます。



伝統的建造物「旧真壁郵便局」
（真壁町真壁地内）



歴史的風致形成建造物指定候補「磯部稲村神社拝殿」
（磯部地内）

(5) 無形的要素

【現状】

無形的要素は、祭礼や観光行事など、人々の活動が表すものであり、他の景観要素と相まってその地域特有の風情と情緒を醸し出します。

市固有の景観資源としては、真壁の町並みを舞台とする「真壁祇園祭」や雨引山楽法寺で行われる「マダラ鬼神祭」など古くから続く伝統的な祭礼のほか、観光・交流の取組として近年はじまった「真壁のひなまつり」や「桜川の桜まつり」などの観光行事があります。

【課題】

人口減少・少子高齢化によって地域コミュニティが疲弊していくなかで伝統的な祭礼を担う人材の確保が難しくなっており、次世代への伝承が課題となっています。

一方、こうした課題は、景観計画制度の枠組みで対応することができるものではないため、無形的要素については、本計画の対象とすべきではないと考えられます。



桜川の桜まつり



マダラ鬼神祭（雨引山楽法寺）

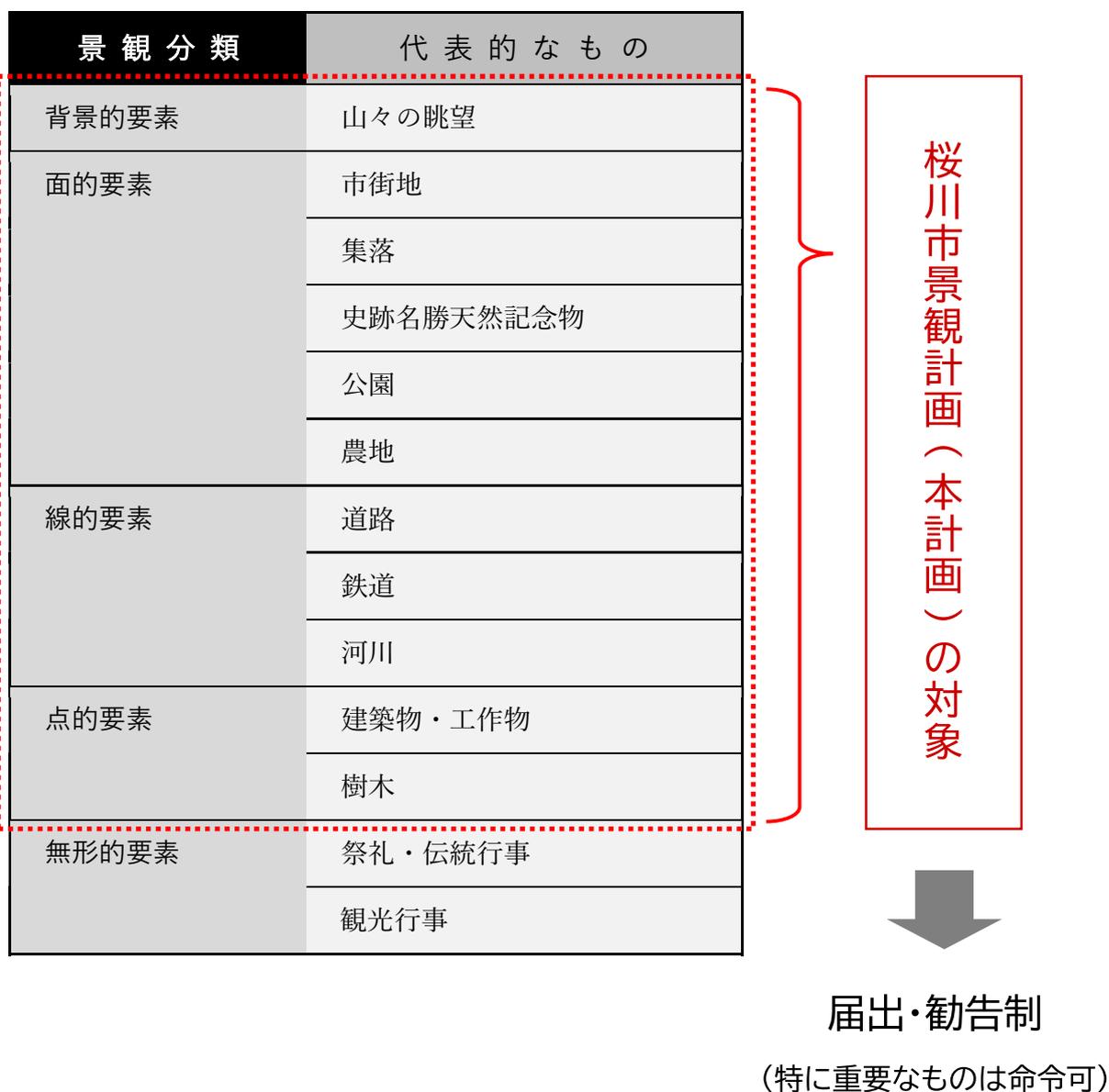


真壁のひなまつり（真壁町真壁地内）



真壁祇園祭（真壁町真壁地内）





【注意】 伝統的建造物群保存地区の区域内で行う行為等景観の形成に関わる法規制が現に適用されている行為や、国、地方公共団体等が行う行為については、連続する景観要素を俯瞰する観点から、本計画の対象に含めた上で、景観法の届出・勧告制の適用を除外するなど、適切な配慮を行うこととします。